

公立大学法人広島市立大学職員の自己啓発等 休業及び配偶者同行休業に関する規程

平成27年3月26日

規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 自己啓発等休業（第2条～第11条）
- 第3章 配偶者同行休業（第12条～第19条）
- 第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第41条の2第1項、第5項及び第6項（就業規則第41条の3第7項において準用する場合を含む。）並びに第41条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（就業規則第41条の2第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）及び配偶者同行休業（就業規則第41条の3第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 自己啓発等休業

（自己啓発等休業の承認）

第2条 理事長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業の承認の申請をした場合において、法人の業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第3条 就業規則第41条の2第1項の規程で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内において理事長が必要と認める期間とする。

- (1) 大学等課程の履修（就業規則第41条の2第1項に規定する大学等課程の履修

をいう。以下同じ。) のための休業 2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として理事長が定める場合は、3年)

- (2) 国際貢献活動(就業規則第41条の2第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。) のための休業 3年
(大学等教育施設)

第4条 就業規則第41条の2第1項の規程で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。第14条第3号において同じ。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合におけるものに限る。)
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)

(奉仕活動)

第5条 就業規則第41条の2第1項の規程で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると理事長が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、理事長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、理事長が定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 就業規則第41条の2第5項の規程で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、理事長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について理事長に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の

職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として理事長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第52号）第6条の3第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同規程第6条の3第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

第3章 配偶者同行休業

(配偶者同行休業の承認)

第12条 理事長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、法人の業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第13条 就業規則第41条の3第1項の規程で定める期間は、3年を超えない範囲内において理事長が必要と認める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第14条 就業規則第41条の3第1項の規程で定める事由は、次に掲げる事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第17条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として理事長が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第15条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（就業規則第41条の3第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第16条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、理事長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 就業規則第41条の3第3項の規程で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該期間の再度の延長をすることがやむを得ないと理事長が認める事情とする。

3 第12条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第17条 就業規則第41条の3第6項の規程で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第48号）第12条第1項に規定する特別休暇（当該職員の出産によるものに限る。）を取得することとなったこと。
- (3) 理事長が、配偶者同行休業をしている職員について、就業規則第41条の規定により育児休業を承認することとなったこと。

（報告）

第18条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に報告しなければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

公立大学法人広島市立大学職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する規程

(準用規定)

第19条 第10条の規定は配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、第11条の規定は配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱いについて準用する。

第4章 雑則

(委任規定)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。